

高知県医療施設物価高騰対策給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱（令和3年11月4日厚生労働省発医政1104第1号・厚生労働省発老1104第1号・厚生労働省発保1104第1号）に基づき、高知県医療施設物価高騰対策給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条 県は、食材料費高騰の影響を受けている医療施設において、給付金を給付することにより費用負担の軽減を図ることを目的として、県内に所在する病院又は有床診療所の開設者（以下「給付対象者」という。）に対して、予算の範囲内において給付金を給付する。

(給付対象者、給付額及び給付対象期間)

第3条 給付対象者は、所在地が高知県内にある保険医療機関で、令和6年4月1日以前に、高知県又は高知市の開設許可を受けている病院又は有床診療所とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が開設する医療施設は、対象外とする。

(1) 国が開設主体の医療施設

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 県税に滞納がある者

(4) 前3号に掲げるもののほか、給付金の趣旨や目的に照らして適当でないと知事が認めた者

2 給付額は、1病床当たり3,200円とする。ただし、令和6年4月1日時点で稼働していない病床を除く。

3 給付対象期間は、令和6年4月1日から同年5月31日までとする。

(給付回数)

第4条 給付金の給付は、1医療施設につき1回限りとする。

(給付金の給付の申請)

第5条 給付対象者は、給付金の給付を申請しようとするときは、別記第1号様式による給付金申請書及び別記第2号様式による誓約書に係る書類を添えて、令和6年5月31日までに提出しなければならない。

(給付金の給付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金を給付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の給付の決定を行うものとする。ただし、給付対象者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、この限りではない。

2 知事は、前項の規定による給付金の給付を決定したときは、給付対象者に対して給付金を給付するものとし、別記第3号様式により通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により給付の申請の内容を審査した結果、給付金を給付しないことが適当であると認めたときは、不給付の決定を行うこととし、別記第4号様式により通知するものとする。

(給付金の給付の決定の取消し)

第7条 知事は、前条第1項の規定により給付金の給付の決定を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 別表に掲げるいずれかに該当したとき。

(2) この要綱に規定する申請書及び関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。

(3) 正当な理由がなく、次条に規定する調査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、給付金の給付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(調査等)

第8条 知事は、給付金に係る予算の執行の適正を期するために必要な限度において、給付対象者に対し、書類の提出又は報告を求め、必要な調査等を行うことができる。

(給付金の返還)

第9条 知事は、第7条第1項の規定に基づき給付金の給付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 給付対象者は、第7条第1項の規定に基づく給付の決定の取消しに係る給付金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合

で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、給付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
- 3 給付対象者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、じゅん 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第11条 給付事業又は給付対象者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 給付対象者は、本事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、給付金の受給の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。